

長沼通所センターの家賃徴収問題について

先日の総会においてもお話ししましたが、ここ一月ほどで判った問題に「長沼通所センター」で活動する5団体への家賃発生の問題が生じています。まだ知らない団体も多いと思いますので、概容をお知らせしておきます。

長沼通所センターについては、その建設時から20数年今日に至るまで、市からの無償貸与の形で、第一若駒の家、第二若駒の家、まゆだま、うらら長沼、いちょう工房みらいの5団体・事業所が活動してきました。しかし、今年度に入って突然「来年度から周辺地価と合わせた額で家賃徴収を検討しているので、準備をしておくよう…」との趣旨の知らせがあつたそうです。この件を障害者福祉課へ確認を入れたところ、「まだ決定ではないが、市の財政が逼迫してきていることや、他の民間の建物を使用している団体との整合性を図る意味から、その方向で検討を進めている」とのことです。憶測の域は出ませんが、中核市移行に伴う都の補助金減額との関係もないとはいえないかもしれません。

この場合、家賃補助は他の団体と同様に65%付くので、その分は結果的に減額となります。老朽化した建物のメンテナンス費用として、既に今年度から月額3万ほどの共益費の徴収が始まっています。これまで0ベースだったところへ二重の負担が強いられることになります。

但し、今回の問題は簡単に良い悪いが割り切れる問題でもなく、団体・事業所の運営状況や立場の違いによって判断が異なり、事実当事者である5団体でも対応が分かれています。そのことは外から見ても同じように判断の分かれるところかと思われます。さらには、同じ建物の3階には市が管理する療育センターもあり、こちらは母体が市ということで家賃は発生しないので、そのことも矛盾を抱え、問題を複雑にしています。

では、センター以外の団体には関わりがないかというと、そうとも限らない気もしています。今回は長沼通所センターのみですが、市内には他にも市所有の建物内で活動している団体は複数あり、今後順次必要経費の徴収が行われる可能性は充分に考えられますし、さらに市の財政が厳しくなると現在障害者団体は無料となっているクリエイトホール他、市民センターの使用量が有料となることも、まったくないとは言えません。

八障連としては、それぞれの団体・事業所へ通う当事者に不利益が生じないことを最優先に考えながら、センター内の管理委員会の対応を見定めた上で、必要とされる対応を取っていく予定であります。

各団体、対岸の火事と受け止めることなく注視して頂くと共に、ご支援とご協力をお願い致します。

八王子障害者団体連絡協議会

代表 夢田 靖史

